

第57号議案 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 3 号）

<目 次>

2 款 総務費 1 項 総務管理費

【 21 目 恩給及び退職年金費】

ページ

恩給・年金 P2～4

総 務 部

令和 8 年 6 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
16~17	2 総務費	1 総務管理費	21 恩給及び退職年金費	1-1	恩 給	15
				1-2	年 金	12

1 事業目的

昭和37年11月30日以前に長崎市を退職した職員の遺族に対しては、旧長崎市給与金条例又は長崎市職員退職年金条例の規定に基づき、扶助料又は遺族年金(以下「扶助料等」という。)を支給している。

扶助料等の年額については、国の恩給年額に準じているが、令和8年4月1日に「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令」が施行され、恩給年額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じて扶助料等の年額を引き上げたいため、不足する額を増額補正するもの。

区 分	内 容
扶助料	昭和31年3月31日以前に在職期間が10年以上で退職した職員の遺族に支給される年金
遺族年金	昭和37年11月30日以前に在職期間が15年以上で退職した職員の遺族に支給される年金

2 事業内容

受給者の扶助料等の年額は、退職した職員の在職年数と退職当時の給料から算定した仮定給料年額で計算し、その算出額が最低保障額に達しない場合には、最低保障額を支給している。

また、算出した扶助料等の年額(最低保障額)に寡婦加算を加えた額が寡婦加算の調整に関する基準額を超えるときは、当該基準額相当の額を支給している。

現在、扶助料の受給者には基準額相当の額を支給し、遺族年金の受給者には最低保障額を支給していることから、次のとおり年額を引き上げるもの。

(1) 扶助料の受給者の年額

(単位:円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
寡婦加算の調整に関する基準額	830,000	850,000	20,000

(2) 遺族年金の受給者の年額

(単位:円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
最低保障額	829,200	845,100	15,900

3 事業費

補正額 27千円(恩給 15千円、年金 12千円)

※年額の引上げ額35,900円のうち、今年度の不足額は令和8年7月以降(4～12月分)に支給する9か月分の26,925円となる。

(単位:円)

事業名	区分	受給者	改定前						改定後					
			年額	支 給 月				支給計① (4～12月)	年額	支 給 月				支給計② (4～12月)
				4月 (1-3月分)	7月 (4-6月分)	10月 (7-9月分)	12月 (10-12月分)			4月 (1-3月分)	7月 (4-6月分)	10月 (7-9月分)	12月 (10-12月分)	
恩給	扶助料	妻(95) 1人	830,000	207,500	207,500	207,500	207,500	830,000	850,000 (20,000)	207,500 (0)	212,500 (5,000)	212,500 (5,000)	212,500 (5,000)	845,000 (15,000)
年金	遺族年金	子(84) 1人	829,200	207,300	207,300	207,300	207,300	829,200	845,100 (15,900)	207,300 (0)	211,275 (3,975)	211,275 (3,975)	211,275 (3,975)	841,125 (11,925)
計		2人	1,659,200	414,800	414,800	414,800	414,800	1,659,200	1,695,100 (35,900)	414,800 (0)	423,775 (8,975)	423,775 (8,975)	423,775 (8,975)	1,686,125 (26,925)

※1 4月支給は1～3月分のため、改定前と改定後の支給額は同じ。

※2 7月以降の支給から改定後の額となる。

※3 改定後下段の()書きは、改定前との差。

補正額：
(②-①) 27千円

4 財源内訳

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
恩 給		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	当初予算額	830	—	—	—	115	715
	補 正 額	15	—	—	—	—	15
	補正後の額	845	—	—	—	115	730
年 金	当初予算額	830	—	—	—	115	715
	補 正 額	12	—	—	—	—	12
	補正後の額	842	—	—	—	115	727
計	当初予算額	1,660	—	—	—	230	1,430
	補 正 額	27	—	—	—	—	27
	補正後の額	1,687	—	—	—	230	1,457

※他会計からの分担金